

西部県税事務所からのお知らせ

地方税も電子申告

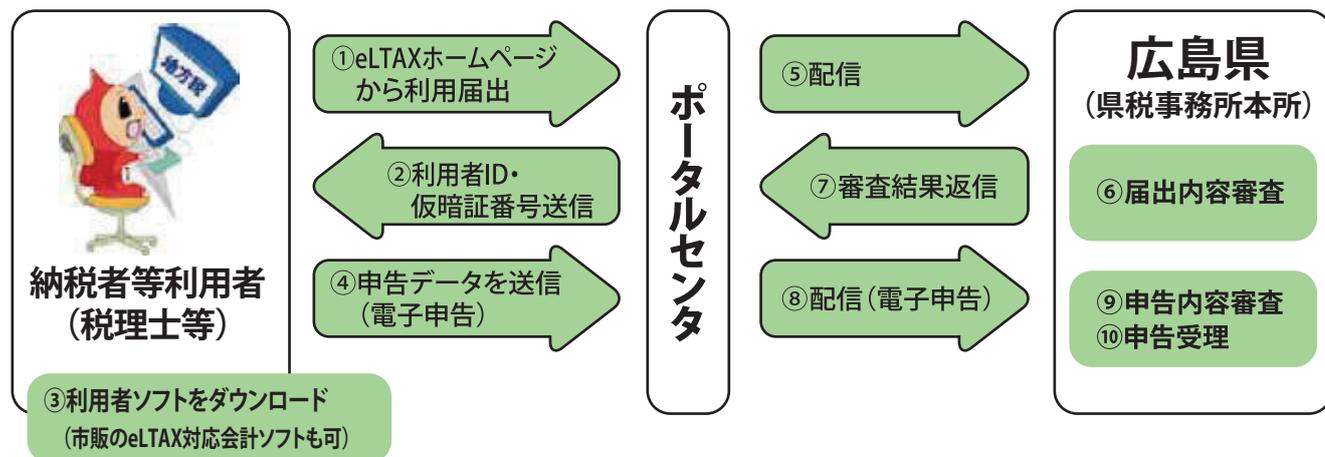
eLTAX



エルタックスは、地方税に関する手続をインターネットを利用して電子的に行なうシステムです。オフィスからネットで簡単に申告できます。(複数の地方公共団体への申告が、まとめて一度にできて便利です!)

eLTAXご利用の流れ

【令和4年4月現在】



eLTAXで利用可能な手続き

| 税 目 | 手 続 | |
|--|---|--|
| | 申 告 | 申 請・届 出 |
| 法人県民税 法人事業税 特別法人事業税 (地方法人特別税) | <ul style="list-style-type: none"> ● 中間申告 ● 確定申告 ● 修正申告 など | <ul style="list-style-type: none"> ● 法人設立・設置届又は異動届 ● 申告書の提出期限の延長に係る届出書及び申請書 ● 更正請求書 |

令和3年10月から、利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告が可能になりました。

電子納税が可能です

- ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用した納税ができます。
- 領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、窓口で納付してください。
- 電子納税を行った翌期から、納付書や税率表等の郵送は行っていません。

★詳しくは、eLTAXホームページかヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp>

ヘルプデスク ⇒ TEL: 0570-081459 (つながらない場合は 03-5521-0019)

広島県西部県税事務所法人課税課 (TEL: 082-513-5357 (ダイヤルイン))

広島県ホームページ (県税のページ) (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/>)

広島市役所からのお知らせ

税務関係書類における押印義務の見直しについて

令和3年度税制改正により、地方税法施行規則をはじめとする省令や個別通知等において提出者等の押印欄を定めている地方税関係書類（申告書等）を提出される場合は、押印は不要となりました。なお、改正前の様式で押印欄が印刷された申告書等も引き続き使用することは可能ですが、押印は不要です。

新型コロナウイルス感染症の影響への対応について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた方は、法人市民税・事業所税の申告・納付期限を申請により延長する制度等があります。該当する方は、「申告・納付（納入）期限延長申請書」を提出してください。

※ 詳しくは、広島市のホームページ→■ページ番号を入力してください **154272Q** →「新型コロナウイルス感染症による法人市民税、事業所税の申告・納付の期限延長について」をご覧ください。

法人市民税について

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮等がある法人に課されるもので、資本金等の額と従業者数に応じて事業所等が所在する区ごとに課される均等割と、国税である法人税の税額に応じて課される法人税割とがあります。

なお、法人税割の税率については、事業年度の開始日により、次のとおりとなります。

| | 事業年度の開始日 | |
|---------|---------------------------------------|-----------------------|
| | 平成26年10月1日から 令和元年9月30日までの 事業年度分 | 令和元年10月1日以後の 事業年度分 |
| 中小法人* | 9.7% | 6.0% |
| 上記以外の法人 | 12.1% | 8.4% |

※中小法人とは、資本金又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額（分割前）又は個別帰属法人税額（分割前）が年240万円以下の法人のことを指します。

事業所税について

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるため、市内に所在する事業所等に負担していただくもので、事業所床面積に応じて課される資産割と、従業者給与総額に応じて課される従業者割があります。

市内合計の事業所床面積が800㎡又は従業者数が80人を超える法人又は個人の方は申告が必要です。

また、新たに事業所用家屋を貸し付ける方は、事業所用家屋の貸付申告書を提出する必要があります。

給与支払報告書の電子データによる提出について

毎年1月31日までに提出する給与支払報告書は、eLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等（光ディスク（CD、DVD）又は磁気ディスク（FD、MO））により提出することができます。

ただし、税務署への源泉徴収票をe-TAX（国税電子申告・電子納税システム）又は光ディスク等により提出することが義務付けられている給与支払者*は、広島市に提出する給与支払報告書についても、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

※ 基準年（前々年）に税務署に提出すべき源泉徴収票が100枚以上である給与支払者

電子申告・電子納税をご利用ください

法人市民税の申告書や給与支払報告書等の提出は、簡便で個人情報の保護にも有効なeLTAXの電子申告をご利用ください。また、eLTAXの地方税共通納税システムによる電子納税を利用すれば、地方公共団体へ一括して納税することもできます。

※ 詳しい内容や手続き等は、**eLTAXのホームページ** (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

（問合せ先）

財政局税務部市民税課法人課税係 TEL082-504-2093（法人市民税・事業所税に関すること）
特別徴収係 TEL082-504-2089（給与支払報告書に関すること）

（申告書等の提出先）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係、特別徴収係（本庁舎8階）
※各市税事務所・税務室でも受付します。

新入会員紹介

公益社団法人

広島北法人会にようこそ

【法人会員】

令和4年1月～7月

| 支部名 | 法人名 | 所在地 | 業種 |
|--------|----------------|-------------------|----------------|
| 可部支部 | 特定非営利活動法人かべ工房村 | 安佐北区亀山南2-3-27 | 介護事業等 |
| | (株)木の家 | 安佐北区可部東2-8-22 | 木造建築工事業 |
| | (株)Research | 安佐北区可部東5-27-13-13 | 運送業 |
| 安古市支部 | (株)AIRE | 安佐南区緑井5-25-15-303 | 生命保険業 |
| 高陽支部 | キクタツ(株) | 安佐北区倉掛2-19-23 | 不動産業 機械器具卸売・製造 |
| | (有)みのる産業 | 安佐北区狩留家町字磯松ヶ原5878 | 産業廃棄物処理 |
| | 葉畑印刷(株) | 安佐北区狩留家町3543-1 | 印刷業 |
| 安佐支部 | (有)たなべ | 安佐北区安佐町くすのぎ台35-17 | 繊維工業・繊維製品製造業 |
| 沼田支部 | (有)中原鉄工所 | 安佐南区伴中央3-3045-1 | 金属製品製造及び加工業 |
| | (株)ドリームイノベーション | 安佐南区伴東5-8-10 | 福祉サービス事業 |
| | (株)令和 | 安佐南区伴東7-33-12 | ドローン事業 |
| 北広島町支部 | (株)やまのまんなかだ | 山県郡北広島町本地5898-2 | 農業 |

今後の活動予定

令和4年10～11月

| 日付 | 内容 | 開催場所 |
|---------------------|--|------------|
| 10/4 (火) | 【青年部会】講演会 | ホテルメルパルク広島 |
| 10/12 (水) | 【佐東支部】企業視察研修 | |
| 10/13 (木) | 【全法連】全国大会(千葉大会) | 幕張メッセ |
| 10/18 (火) | 【本会予定】広島北税務署長講演会・理事会 | ホテルメルパルク広島 |
| 10/22 (土) | 【北広島町支部】三宅民夫氏講演会 『言葉は、こころ～失敗が教えてくれた言葉術』 | 千代田開発センター |
| 10/25 (火) | 【本会予定】第33回会員親睦ゴルフ大会 | 安佐ゴルフクラブ |
| 10/26 (水) | 【広島市近隣6法人会】広島国税局長講演会 | リーガロイヤルホテル |
| 10/31 (月)～11/13 (日) | 【本会予定】絵はがきコンクール優秀作品展示 | イオンモール広島祇園 |
| 11/3 (木) | 【本会予定】こども税金クイズ | フジグラン高陽 |
| 11/6 (日) | 【本会予定】絵はがきコンクール表彰式 | イオンモール広島祇園 |
| 11/12 (土) | 【本会予定】書道パフォーマンス・こども税金クイズ | イオンモール広島祇園 |
| 11/24 (木)～11/25 (金) | 【全法連】青年の集い(沖縄大会) | 沖縄アリーナ |

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止や変更となる場合がございます。

● 会報/ひろしま北 第103号

● 発行/令和4年9月

● 発行所/公益社団法人 広島北法人会

● 事務局/広島市安佐北区可部四丁目6番3号 マニクールヌマタ202号

● 電話/082-815-4319

● FAX/082-815-2937

公益社団法人広島北法人会

● <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/hiroshimakita/>

● E-mail:h-kitaho@giga.ocn.ne.jp

アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。



 法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

 Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック 広島総合支社

法人会フリーダイヤル  0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。



総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中で…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合

約**52.5%**



事故・けがによる

身体障がい者数の割合

約**12.5%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

広島支社/
広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F)
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル7F)
TEL 082-535-6010

F-2019-1015(2019年8月27日)
19-073024 2021-8